

# 今後の地域公共交通の再編の方向性

「地域公共交通網形成計画」(マスタープラン)に基づき「地域公共交通再編実施計画」により、①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携した、③面的な公共交通ネットワークの再構築が可能。

## 協議会

**地域公共交通網形成計画 (活性化・再生法)**  
 「まちづくりとの連携」や「持続可能な交通ネットワークの形成」の観点を加えた新たな地域公共交通マスタープラン

大臣  
認定

## 地域公共交通再編実施計画

地域公共交通網形成計画に基づいて、  
 ・地域にとって必要となる交通サービスの内容・水準(路線・ダイヤ等)  
 ・当該サービスの提供の担い手・役割分担(バス・タクシー・自家用有償旅客運送等)  
 ・適切な運賃水準や費用分担のあり方などを議論し、地方公共団体が関係者の同意を得て決定。

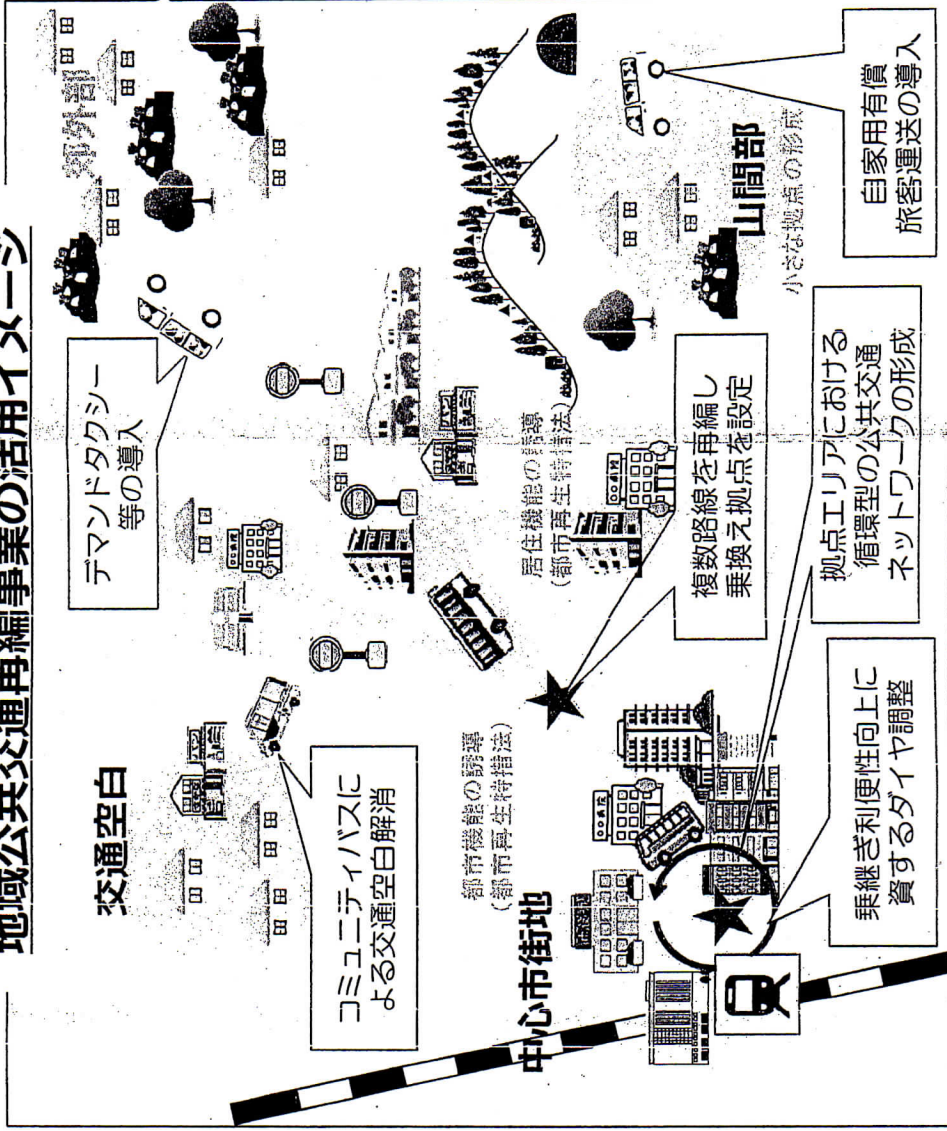
効果

・地域が主体的に交通ネットワークを再構築。  
 ・各モードの特性を踏まえた地域におけるベストミックスの実現が可能。

## 自家用有償旅客運送 (第4次地方分権一括法)

運輸支局から「希望する市町村又は都道府県」に権限移譲

## 地域公共交通再編事業の活用イメージ



## その他の活用例

- ・既存バス路線と競合するコミバスや自家用有償旅客運送の路線の適正化
- ・乗車密度を踏まえ乗合タクシーに転換
- ・タクシー運賃補助でバスの代替等

## 再構築を推進するための法制上の措置

- ・各種事業法手続のワンストップ化
- ・審査基準の弾力化
- ・計画を阻害する新規参入等の制限
- ・事業が実施されない場合の勧告・命令